

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 3 号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 7 年 3 月 2 5 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都府乙訓郡大山崎町在住の者

2 事故の概要

令和 6 年 1 2 月 1 2 日午前 9 時 4 7 分、公用車が長岡京市泉が丘付近の市管理道路を東に向かって進行中、南に向かって進行していた軽自動車と出合い頭で衝突したものである。軽自動車の右方と公用車の前方が衝突し、それぞれが破損。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

3 4 0 , 0 0 0 円